

道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める
省令の一部を改正する省令案について

平成25年8月

国土交通省自動車局

1. 背景

検査標章は、検査の履行の有無及び自動車検査証の有効期間の満了する時期を一目瞭然とし、もって無車検車の取締りの簡易化を図るため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第66条に基づき、前面ガラス等に表示するものであり、運転者に対して自動車検査証の有効期間を表示することによって、有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車の運行を防止する効果も合わせ持っている。

検査対象軽自動車の検査標章については、軽自動車の検査を開始した昭和48年10月から現在の様式を採用しているが、前面ガラスのないトレーラなどは構造によって後面に貼付しづらい、有効期間の満了する年の表示サイズが小さくわかりづらいといった指摘等が、自動車関係団体やユーザーから寄せられているところ。

今般、軽自動車検査協会において、平成26年1月より電子情報処理組織が更改され、検査標章を当該組織により出力する方式に変更されることにあわせて、検査対象軽自動車の検査標章の様式・貼付位置について所要の見直しを行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の3の改正

運転者室又は前面ガラスのない検査対象軽自動車にあっては、検査標章を車両番号標の左上部に見易いようにはりつけることにより表示するものとする。

(2) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）軽第9号様式の改正

検査対象軽自動車の検査標章の様式（軽第9号様式）を別紙のとおり改める。

3. スケジュール（予定）

公布 平成25年10月

施行 平成26年1月